

質 問 回 答 書

2022 年 5 月 13 日

フィリピン国フィリピン沿岸警備隊スービック湾地域拠点整備にかかる準備調査【有償勘定技術支援】
(公示日:2022 年 4 月 27 日/調達管理番号:22a00073)について質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	第 2 章 第 5 条 実施方針及び留意事項 (8)	<p>貴機構ホームページでは、2022 年 1 月 4 日付で「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022 年 1 月版)が公布され、2022 年 4 月 1 日付で施行されることとなっております。また、2022 年 1 月版は 2022 年 4 月 1 日以降に要請を受けた案件に適用されるものの、2022 年 3 月 31 日以前の案件については、引き続き「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010 年 4 月版)が適用されるとあります。</p> <p>一方で、本企画説明書では「フィリピン政府は、2022 年 2 月 3 日付でフィリピン政府がスービック湾内で特定した候補地を前提とした協力準備調査の実施を日本政府へ要請した。(第 2 章 第 2 条)」「本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010 年 4 月公布)に掲げる港湾セクターカテゴリ B に分類されている。」との説明がございます。</p> <p>案件の公示は 2022 年 4 月 1 日以降であるもの</p>	<p>本事業の適用ガイドラインは「2010 年 4 月公布版」になります。</p>

通番号	当該頁項目	質問	回答
		<p>の、2022年3月31日以前の要請案件として、JICA環境社会配慮ガイドライン2010年4月版が適用されるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	
2	<p>第2章 第5条 実施方針及び留意事項(8)</p>	<p>「本調査においては、JICA環境社会配慮ガイドラインにそって、借入国政府の定める環境社会配慮に係る法令／許認可手続き、世界銀行セーフガードポリシー等を必要に応じて参照しつつ「第6条 業務の内容」に示す業務を行う。</p> <p>借入国政府の定める環境社会配慮に係る法令／許認可手続きの内、特に重要と思われるものは”DAO 2003-30 Revised Procedural Manual Implementing the Philippine Environmental Impact Statement System (PEISS)”だが、これに関わらず必要なものは適宜参照すること。」</p> <p>以上の記載内容に関し、JICA環境社会配慮ガイドラインに加えて、フィリピン政府の定める環境社会配慮に係る許認可手続きで求められる図書作成支援(許認可機関への提出まで)が本業務に含まれるという理解でよろしいでしょうか。この場合、許可取得までを本調査業務の支援内容として含むものでしょうか。</p>	<p>ご質問の点は本調査の範囲に含みません。</p>
3	<p>第2章 第5条 実施方針及び留意事項(8)</p>	<p>特に留意すべき点として「・仮にIUCNレッドリストのCR、EN、VU、NT種が生息している場合、重要な自然生息地の該非の確認及び該当する場合にはJICA環境社会配慮ガイドラインのFAQで示されている重要な自然生息地で事業を実施す</p>	<p>第6条(14)環境社会配慮に係る調査 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)(以下、「JICA環境社会配慮ガイドライン」)に基づき、環境社会配慮面も含めた代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・</p>

通番号	当該頁項目	質問	回答
		<p>るための 3 条件の確認が必要となる。」に関しては必要な状況が生じた場合には契約変更とするとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。</p> <p>のうち、</p> <p>1) ベースとなる環境社会の状況の確認 4) 影響の予測（基本的に定量的予測を含む） 6) 緩和策（回避・最小化・代償）の検討</p> <p>等に含まれますので、企画競争説明書上で示す業務量 目途の範囲内での対応を想定しています。</p>
4	<p>第 2 章 第 5 条 実施方針及び留意事項(16) ③道路整備における交通需要予 測について 第 3 章 2.業務実施上の条件 (3)現地再委託</p>	<p>「PCG 拠点へのアクセスに必要な水準の道路 整備を前提とした交通需要予測を実施」(P15) するために再委託は不要と判断する場合、再 委託を提案しないことも認められるとの理解で 宜しいでしょうか。</p>	<p>ご理解の通りです。</p>
5	<p>第 2 章 第 5 条 業務の内容(16)</p>	<p>「また、Gender Assessment Report 等の提出を要 請された場合には、実施機関による資料作成や 質疑応答等の業務支援を行う。」に関しては必要 な状況が生じた場合には契約変更とするとの理 解でよろしいでしょうか。</p>	<p>企画競争説明書上で示す業務量目途の範囲内での 対応を想定しています。</p>

以上